

令和八年第二回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和八年二月二十四日 午前十時

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和八年二月二十四日 午前十時三十一分

一、出席及び欠席議員の氏名
別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣文 係 長 大崎 光喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	三 上 孝 之
総務課長選管事務局長併任	葛 西 昭 仁	財 政 課 長	石 澤 岩 博
経営戦略課長	三 浦 良 彦	税 務 課 長	桂 航 一 郎
住 民 課 長	境 輝 幸	福 祉 課 長	佐々木 涉
農政課長農委事務局長併任	舘 田 康 彦	建 設 課 長	鳴 海 浩 司
上下水道課長	佐 藤 康 文	会計管理者会計課長兼務	佐々木 克 尚
選挙管理委員長	加 福 孝 二	教 育 長	小 山 内 宏 太
学 務 課 長	木 村 文 徳	生涯学習課長	石 井 孝
学校給食センター所長	久 保 田 育 子		

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、報告第二号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和七年度藤崎町一般会計補正予算(第七回))

一、報告第三号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和七年度藤崎町一般会計補正予算(第八回))

一、報告第四号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和七年度藤崎町一般会計補正予算(第九回))

一、報告第五号 専決処分した事項の報告の件
(損害賠償額の決定について)

一、 報告第六号 専決処分した事項の報告の件
(損害賠償額の決定について)

一、 町長の退職の期日に関する同意について

一、 議事の経過
別紙のとおり

第一日 令和八年二月二十四日

開 議 午前十時

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局より報告させます。

○事務局長（木村宣文君）

本日、三番千葉孝蔵議員から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（奈良完治君）

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくようご協力をお願いいたします。

報道機関については、撮影の申出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員数は十一名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和八年第二回藤崎町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、九番小野稔議員、十番相馬勝治議員、十一番浅利直志議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求め

ます。

議会運営委員長 奈良岡文英議員。

〔議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇〕

○議会運営委員長（奈良岡文英君）

おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

二月二十四日午前九時から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、令和八年第二回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし会期日程については、お手元に配付しておりますとおり、開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、町長の退職の期日に関する同意について、閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり会期は本日一日とし、お手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第二号から報告第六号を一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

皆さんおはようございます。

本日ここに令和八年第二回藤崎町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり、上程されました報告五件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に寄与したいと思います。

まず最初に、昨年第二十七回参議院選におきまして、私の大変な不注意、そして勉強不足、認識不足で、全ての町民、全ての職員、そしてメールをいただいた私の親戚知人友人、取り調べを受けた皆さんに、心からお詫びと、そして陳謝を申し上げたいと存じます。

八月九日以来、二月の今年の十日まで、計二十回ほどの取り調べを受けました。

また、昨年八月の十八から八月の二十五日まで、役場の職員も庁舎三階で百七十人余りの職員が、取り調べを受けたところでございます。

公職の立場にありながら、認識不足、勉強不足、確認不足は、それこそ言い訳の一文字も申すことはできません。しかしながら、国政の安定、そして国の将来を案じての私の無知な行動に今、猛省しているところでございます。議員の皆様にも、この間、大変ご心配をおかけしたことを、改めて心から深くおわび申し上げます。

顧みますと、平成二十三年、十一月の二十日、投開票行われた町長選に私たちの住む藤崎町の将来を案じて、立候補させていただきました。今思えば、あつという間の十四年、三ヶ月余りでありました。

この間、常盤小学校改築、あるいは福左内から福館までのいわゆる防雪柵の工事、あるいは地方創生事業、第一次拠点づくりで、藤崎の食彩テラス、また、農道整備や、喫緊では、唯一、日本で一つしかなかつたりんご科のいわゆる将来に向けての、りんごふじ発祥の地を子供たちに、そして町内外に発信する施設にしたいということで、リンゴミュージアムリンゴカのいわゆる手がけたことは、議員各位の皆様にも、ご理解いただいた上での事業でありまして、心から感謝にたえないところでございます。今日が最後の町長となりますが、一番最後での承認は、満場一致で、ご承認いただきたいとそう思います。

長きにわたりまして、町民、そして、行政連絡員、あるいは、町シニアクラブ、文化協会、商工会、福祉協議会、町婦人会、スポーツ協会、様々な団体が共同参画のもと、藤崎町を前に進めていただいたことにも、深く深く感謝申し上げる次第であります。

それでは、上程されました報告五件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に寄与したいと思います。

報告第二号、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第七回））。

本報告は、専決第二号の令和七年度藤崎町一般会計補正予算第七回についてであります。

今回の補正は、先般の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、全額県支出金で措置したほか、一月中旬以降の降雪に対応するため、除排雪に要する経費を追加したもので、歳入歳出とも、三千五百四十九万七千円を追加し、予算規模は九十二億八千四百九十五万円となるものであります。

報告第三号、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和七年度藤崎町一般会計補正予算第八回））。

本報告は、専決第四号の令和七年度藤崎町一般会計補正予算第八回についてであります。

今回の補正は、断続的な降雪により住民生活に大きな支障が生じていることから、除排雪に要する経費をさらに追加したもので、歳入歳出とも三千百万とび四万千円を追加し、予算規模は九十三億千五百九十九万千円となるものであります。

報告第四号、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第九回））。

本報告は、専決第五号の令和七年度藤崎町一般会計補正予算第九回についてであります。

今回の補正は、令和八年二月二日付けで大雪に係る災害救助法が当町に適用されたことに伴い、被災者の屋根雪等の除雪に要する経費を計上したものであります。

併せて、今冬の降雪による果樹の樹体損傷や農地の被害拡大防止のため、融雪資材及び塗布剤の購入費助成に要する経費を計上したもので、歳入歳出とも千四十一万八千円を追加し、予算規模は九十三億二千六百四十万九千円となるものであります。

報告第五号、専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）。

本報告は、令和八年専決第一号の「損害賠償額の決定について」であります。

内容につきましては、令和七年五月二十四日、ライフコート平川河川管理用通路において、相手方所有車が舗装の陥没部分を通じた際に車が破損したことにより生じた損害について、賠償額を決定したことから、報告するものであります。

報告第六号、専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）。

本報告は、令和八年専決第三号の「損害賠償額の決定について」であります。

内容につきましては、令和七年十二月十五日、町道藤崎東亀田線において、相手方所有車が走行中に道路脇グレーチングの破損部分に接触し、車が破損したことにより生じた損害について、賠償額を決定したことから、報告するもので

あります。

以上、概要についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。
以上であります。

○議長（奈良完治君）

日程第五、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第七回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第二号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第二号は承認することに決定いたしました。

日程第六、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第八回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、報告第三号は承認することに決定いたしました。

日程第七、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第九回））を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

議案についての質疑ですけれども。農林水産業費の中で、融雪資材購入費助成金、四百四十万円ほど追加されておるのですけれども、予防も含めてですね、四百四十万円ほど計上したと思うんですけれども、その実態については、現時点でというか、どういうふうに把握していますでしょうか。主に、りんご園についてですけれども、お聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

館田農政課長。

○農政課長（館田康彦君）

はい、お答えいたします。

令和八年一月二十一日以降の大雪に関わる被害報告についてということで、藤崎町計本日二月二十四日九時現在であります。発生。私のほうではパイプハウスも含めてご説明したいと思います。

まず最初に榊地区、水水地区、俵舂地区、中野目地区、白子地区、林崎地区で被害のほうを確認しております。農業用ハウス、パイプハウスの被害は榊地区で全壊が一棟、それから水木地区で全壊が一棟、俵舂地区で半壊一棟、中野目地区で一棟が全壊が発生しております。そのほか樹園地におけるりんごの枝折れ胴割れ被害が認められております。

今後、雪解けが進むにつれて被害の拡大が懸念されると思いますが、引き続き情報収集と現地調査を実施することとしております。

これについて続きましてこの融雪資材の助成なんですけれども、昨年度も十二月二十八日から大雪ということで、助成のほうを行いました。

その後いろいろ事業を実施いたしまして、今回につきましては、昨年度はりんごとニンニクをメインとして助成のほうを行う、融雪剤の購入費について助成のほうを行ったんですけれども、今回につきましては作物関係はなく、露地栽培全般を支援するというので、町、町内に住所を有する農業者の方、農業法人の方について、一袋あたり二分の一、四百五十円を上限として助成するものであります。交付要件といたしましては十アールあたり二袋を上限としております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。

長きにわたって、町長職お疲れさまでした。

実績はある町長でございますけれども、新聞報道によりますと、新しい、これから町民の信頼もつくっていかなければならない段階でもあるんですけれども、新しい町長といえますか、リーダーには企画立案能力の高い人を望むとか、望むというような趣旨のコメントも発していらっしやいましたけども、何かこの、りんご産業、農業、この気候変動の中でですね、藤崎町として取り組むべきことについてのですね、思いといえますか、思い残すことといえますか、そういうことをおありでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（奈良完治君）

関連として認めるかどうかなんですけども、町長お答えになります。平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

いわゆる補正予算、専決処分の予算の中で、ちょっといろいろ振っていただいて感謝申し上げます。

いわゆる我が町に限らず、青森県、今四十市町村ありますけども、三方を海に囲まれまして、いわゆる漁業、そして農業、そして林業、これが第一次産業の要だと思っております。

我が町においては、ふじりんごの発祥の地でありまして、この小さい町から誕生したふじがですね、今、世界一生産量多いりんごになったということ、これは町民各位がですね、誇りに思ってもいいことだと思っております。

今冬、そして昨年、二カ年続いて、いわゆる豪雪でありました。確かに一般の町民もですね、ふだんの除排雪大変であったかと、そう思っております。

やっと春めいてきて雪のかさもですね、相当収まってきましたけども、ただ一方でりんご園に目を向けると、昨年同様幹割れ、そして枝折れが多く散見されているところでもございます。先般、農政課長と副町長にですね、早い時期に、いわゆる少しでも手当てして、農家の被害を最小限にとどめることで、この専決処分をさせていただいたところでもございます。

若いニューリーダーにはですね、基幹産業の育成はもちろんのこと、もちろんのこと、それこそ人づくりはやっぱり教育も要でございます。将来を担う子供たちのたくましく、そして心優しい、様々な経験をさせながら、人づくりもやっぱり町の根幹をなすものと、そう思っております。

あるいはまた、国の各省庁、これは四十七都道府県をいわゆる元気にするための事業が各省庁、結構あります。それを企画立案させるのは、リーダーでもあるし、あるいは役場職員でもございます。我が町は、シンクタンクである、いわゆる今は経戦になってますけども、その前は地方創生室とありましたけども、非常に職員がですね、様々な事業を企

画立案して、様々な企画をして今現在、進行中の事業もございますので、そういった形で、新しい感性を持ったニューリーダーを今後、望むところでもございますし、人づくり、産業づくり、そして地域を共同参画させる、その意気込みがある、情熱を持った郷土愛を持ったニューリーダーに、議員各位の皆さんのご賛同を得ながら、さらに前進させていただければと、そういう思いでございます。

以上であります。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって報告第四号は承認することに決定いたしました。

日程第八、報告第五号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第五号を終わります。

日程第九、報告第六号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第六号を終わります。

日程第十、町長の退職の期日に関する同意についてを議題といたします。

平田町長の退場を求めます。

〔町長 平田博幸君 退場〕

○議長（奈良完治君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時二十六分

再 開 午前十時二十六分

○議長（奈良完治君）

会議を再開いたします。

令和八年二月十七日付けで、平田町長から辞職願が提出されました。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（木村宣文君）

それでは朗読いたします。

辞職願。このたび一身上の都合により、令和八年二月二十四日をもって、藤崎町長を辞職いたしたくお願い申し上げます。令和八年二月十七日平田博幸、藤崎町議会議長奈良完治様。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

これから質疑を行います。相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

町長が辞職するという事で二十四日、本日ですけれども、本日ということは、午前零時というまでには、午前零時とはちょっとあれなんですけれども、取りあえずは職務として午後五時頃までは職務につくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

葛西総務課長。

○総務課長（葛西昭仁君）

はい、お答えします。

相馬議員のおっしゃるとおりです。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

私は賛成なんですけれども、今後のですね、同意を得たならば、選挙管理委員会に通知をするという段取りをとるんだと思いますけれども、それは本日中五時までにといいますか、直ちにやるというようなお考えなのでしょうか。その辺、議決後の議長の態度について、行動についてお聞かせください。

○議長（奈良完治君）

木村事務局長。

○議会事務局長（木村宣文君）

はい、お答えいたします。

町長の辞職願が議長に二月十七日、提出されました。地方自治法上では、辞職願から五日以内に選挙管理委員会委員

長に提出するという事になっておりますので、二月の二十二日付けで選挙管理委員会委員長のほうに、通知をしております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから採決いたします。町長の退職の期日に関する同意について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

平田町長の入場を許します。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時三十分

再 開 午前十時三十分

○議長（奈良完治君）

会議を再開します。

これをもって本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

平田町長は、本日をもって退任となりますが、町議会議員及び藤崎町長として長きにわたり町政に貢献されました。

そのご尽力とご功績に対して敬意を表します。今後は健康に留意され、町の発展を見守っていただきたいと思います。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和八年第二回藤崎町臨時議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時三十一分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 小 野 稔

署名議員 相 馬 勝 治

署名議員 浅 利 直 志